

東近江市における空家等対策に関する協定書

東近江市（以下「甲」という。）と一般社団法人東近江住まいるバンク（以下「乙」という。）は、東近江市における空家等対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家等の適正管理及び活用等を進めることにより、地域住民の生命、身体及び財産の保護並びに地域環境の保全を図り、活力あるいきいきとした東近江市を創生することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。

(2) 所有者等 法第3条に規定する所有者等をいう。

（事業内容）

第3条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、次に掲げる事業（以下「本事業」という。）を相互に連携及び協力して実施する。

- (1) 空家等の住宅市場への流通促進及び有効利用の促進に関する事業
- (2) 所有者等からの空家等の賃貸、売買、リフォーム、増改築、解体、適正管理及び有効利用に関する相談事業
- (3) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する啓発事業

（甲が行う業務）

第4条 甲は、本事業の実施のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 所有者等に乙が設置する総合相談窓口（以下「総合相談窓口」という。）を紹介する業務

(2) 乙が行う業務に関し、所有者等の承諾を得て必要な情報を乙に提供する業務

(3) 甲のホームページ等における総合相談窓口の紹介等、所有者等に空家等の適切な管理に関する情報提供を行う業務

（乙が行う業務）

第5条 乙は、本事業の実施のため総合相談窓口を開設し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 空家等の有効利用に関する提案
- (2) 賃貸、売買、適正管理に関する相談及び専門業種の紹介
- (3) リフォーム、増改築、解体等に関する相談及び専門業者の紹介
- (4) 適正な管理が行われていないと疑われる空家等の通報を受けたとき、甲に通報する業務

(5) その他相談に関する業務

2 乙は、本事業を非営利事業として実施し、専門業者を紹介するときは複数の専門業者から見積徴取を行う等公平を期すものとする。

3 甲は、本事業の実施状況について、必要に応じて乙に報告を求めることができるものとする。

4 乙は、前項の規定により、甲から本事業の実施状況について報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

（情報の保護）

第6条 甲及び乙は、本事業を実施するに当たり、所有者等及び相手方から知り得た情報について、この協定の期間中はもとよりこの協定の終了後も第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に所有者等若しくは相手方の承諾を得た場合又は法令に基づき開示を求められた場合は、この限りでない。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲乙いずれもが特段の意思表示を行わないときは、1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議等）

第8条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 この協定の変更が必要な場合は、甲乙協議の上、協定の変更を行うことができるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月12日

甲 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

東近江市長



小椋 正 清

乙 滋賀県東近江市八日市町4番3号

一般社団法人東近江住まいるバンク

代表理事



奥 文 弘